

要望事項（優先順位 1）

民有林における斜面崩壊箇所や巨岩落下の対策方法

要 旨

平成30年7月の西日本豪雨により、民有林において斜面崩壊が3箇所発生しました。そのうちの2箇所は、行政機関の管理外と思われる小さな谷の接する斜面で発生しています。

また、他の斜面には巨岩が露出し、風化も進行しており大変危険です。これらの山林の下部には叡山電鉄の軌道敷や住宅、鞍馬川等があり、今後、斜面崩壊で発生した土砂の流出、巨岩等が落下すると甚大な被害が発生します。

山林所有者個人だけで対策を講じることは不可能だと考えますので、地域の安心・安全を守るための対策を求めるにはどうすればよいか、相談窓口や手続方法を教えていただきたく要望します。

回 答

（産業観光局、京都府京都林務事務所）

公共施設に影響を及ぼす危険性があるものについては、その施設管理者に対策を求めることが前提となりますが、斜面崩壊等の山地災害が発生する危険性の高い森林においては、治山事業の実施を検討する場合がありますので、京都府、又は治山事業の要望をとりまとめている京都市林業振興課へ御相談ください。

なお、治山事業は保安林指定等の事業要件に加え、京都府による現地確認も必要となりますので、森林所有者様をはじめとした地域の皆様方の御協力をお願いいたします。

（京都府京都土木事務所）

京都土木事務所におきましては、1級河川鞍馬川の管理や、砂防施設の管理等を行っているところで、平成30年の西日本豪雨や台風21号で発生した倒木により、河川断面の閉塞等治水上、危険性がある箇所については処理対応してきたところです。

御相談の民有林については、当事務所としての対応は困難ですので御理解いただくようよろしくお願いします。

地図

